

大阪市告示第1042号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年7月31日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 淀川屋内プール 水泳場	令和8年8月6日(木)	午前8時15分から 午後1時30分まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 淀川屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和8年8月1日(土)	午前8時15分から 午後9時まで
	令和8年8月2日(日)	午前8時15分から 午後7時30分まで
	令和8年8月3日(月)から 同月5日(水)まで	午前8時15分から 午後9時45分まで
	令和8年8月7日(金)	午前9時から 午後9時45分まで
	令和8年8月8日(土)	午前8時15分から 午後9時まで
	令和8年8月9日(日)	午前8時15分から 午後7時30分まで

令和 8 年 8 月 10 日（月）	午前 9 時から 午後 9 時 45 分まで
令和 8 年 8 月 11 日（火）	午前 9 時から 午後 7 時 30 分まで
令和 8 年 8 月 12 日（水）	午前 9 時から 午後 9 時 45 分まで
令和 8 年 8 月 14 日（金）	
令和 8 年 8 月 15 日（土）	午前 8 時 15 分から 午後 9 時まで
令和 8 年 8 月 16 日（日）	午前 8 時 15 分から 午後 7 時 30 分まで
令和 8 年 8 月 17 日（月）から 同月 19 日（水）まで	午前 9 時から 午後 9 時 45 分まで
令和 8 年 8 月 21 日（金）	
令和 8 年 8 月 22 日（土）	午前 8 時 15 分から 午後 9 時まで
令和 8 年 8 月 23 日（日）	午前 8 時 15 分から 午後 7 時 30 分まで
令和 8 年 8 月 24 日（月）から 同月 26 日（水）まで	午前 9 時から 午後 9 時 45 分まで
令和 8 年 8 月 28 日（金）	
令和 8 年 8 月 29 日（土）	午前 8 時 15 分から 午後 9 時まで
令和 8 年 8 月 30 日（日）	午前 8 時 15 分から 午後 7 時 30 分まで

	令和 8 年 8 月 31 日（月）	午前 9 時から 午後 9 時 45 分まで
--	--------------------	---------------------------

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）